

【問1】特別区における廃棄物の分類に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 建設業者が民家を解体したときに生じた木くずは事業系一般廃棄物に分類される。
2. 小売店から排出される天然繊維くずなどは事業系一般廃棄物に分類される。
3. 事務所から排出される廃プラスチック類は事業系一般廃棄物に分類される。
4. 貨物の流通のために使用した木製パレットは事業系一般廃棄物に分類される。
5. 新築工事に伴って生じた紙くずは事業系一般廃棄物に分類される。

【問2】特別区における一般廃棄物処理のしくみに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事業者自ら運搬する場合は、特別区の許可を受けることによって廃棄物を指定処理施設に搬入することができる。
2. 自動車用タイヤの販売を業として行う者が、当該業を行う区域において、その物品が一般廃棄物となったものを適正に処分する場合は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
3. 再生利用されることが確実であると都知事が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって都知事の指定を受けた場合は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
4. 専ら再生利用の目的となる古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、空きびん類、古繊維のみの処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
5. 都道府県がその業務として一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

【問3】各区、清掃一組及び東京都の一般廃棄物清掃事業における役割分担に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 清掃工場等の整備・管理・運営は清掃一組の役割である。
2. 分別収集計画の策定は各区の役割である。
3. ごみの再利用、資源化の推進は各区の役割である。
4. 動物死体の処理（飼主等からの依頼分）は清掃一組の役割である。
5. 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助は東京都の役割である。

【問4】一般廃棄物処理の許可に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 環境大臣の認定を受けて、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）の再生利用を行う者が処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
2. 環境大臣の認定を受けて環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行う者から委託を受け、当該認定に係る処理を業として行う場合は、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
3. 転居する者が転居廃棄物の収集又は運搬について市町村に届出をしていれば、引越荷物を運送する業務を行う者は、市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
4. 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処分を業として行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
5. 造園業者が自ら剪定した木くずの収集又は処分を行う場合、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。

【問5】環境大臣の認定を受けて一般廃棄物の広域的な処理を行う者が、処分を業として行うことができる品目のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃FRP船
2. 廃プラスチック類
3. 廃印刷機
4. 廃携帯電話用装置
5. 廃開放形鉛蓄電池

【問6】他の法令により、一般廃棄物処理業の許可を要しないとする廃掃法の特例を定めている場合がある。下記の法令のうち、この特例規定を定めていないものを選びなさい。

1. 循環型社会形成推進基本法
2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
3. 特定家庭用機器再商品化法
4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
5. 使用済自動車の再資源化等に関する法律

【問7】特別区では一般廃棄物処理業の許可対象廃棄物を7種類に分類している。同じ種類に分類される廃棄物の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

1. 木くずと生理汚物等の事業系一般廃棄物の焼却残灰
2. 液晶式テレビジョン受信機と液晶式パーソナルコンピュータ
3. 建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でいと事業系の仮設便所から発生するし尿
4. 野菜くずと転居廃棄物
5. 繊維くずと紙くず

【問8】特別区における一般廃棄物処理業の許可制度において、許可対象廃棄物として誤っているものを選びなさい。

1. 厨芥
2. 水再生センターから発生するふさ
3. 浄化槽から発生する汚でい
4. 医療関係機関から排出される当初から非感染性廃棄物に分類される紙おむつ
5. 飲食店から排出される一斗缶

【問 9】 一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分を行う場合には、廃掃法によって各区及び清掃一組が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額を超えて処理料金を受け取ることが禁止されているが、処理料金の受け取り制限が適用されるものを選びなさい。

1. 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料
2. 転居廃棄物の処分に関する手数料
3. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で規定する食品循環資源の収集及び運搬並びに処分に関する手数料
4. ごみ容器の貸与対価
5. 医療機関等から排出される廃棄物のうち感染性一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料

【問 10】 特別区における一般廃棄物処分業の許可要件に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 処分(埋立処分を除く)を業として行う場合、廃掃法の規定によるほか、各区の廃棄物処理規則では、一般廃棄物の処分先を確保すること。
2. 各区による一般廃棄物の処分が困難であること。
3. 新規許可の申請者が法人である場合には、その代表者又は役員のうち、会計参与、監査役及び監事を除く者(政令第4条の7に定める使用人を含む。)が、区長が別に定める試験に合格していること。
4. 更新許可の申請者が個人である場合には、当該申請者(政令第4条の7に定める使用人を含む。)は区長が別に定める講習会を修了していること。
5. 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

【問 1 1】 環境省令 第 1 条の 7 に定める一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏 8 0 0 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
3. 燃焼室内の圧力を測定するための装置が設けられていること。
4. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態であること。
5. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、定量ずつ廃棄物を投入することができるものであること。

【問 1 2】 環境省令 第 1 条の 7 の 2 に定める一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、熱分解室内への空気の流入を調整することにより、廃棄物を燃焼させるものであること。
2. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合以外は、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。
3. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、燃焼室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造であること。
4. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。(圧力については、減圧を行う場合に限る。)
5. 炭化水素油又は炭化物を生成する場合は、処理に伴って生じたガスは、発火を防ぐためにただちに冷却できるものであること。

【問13】ダイオキシン類対策特別措置法における特定施設の設置事業者に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 事業者は排出される排出ガス及び排出される水について、半年ごとに1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。
2. 事業者は排出される排出ガス及び排出される水について、毎年1回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
3. 事業者は排出される排出ガス及び排出される水について、毎年2回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
4. 事業者は排出される排出ガス及び排出される水について、半年ごとに1回以上の測定を行い、この結果を当該区を管轄する区長に報告しなければならない。
5. 廃棄物焼却炉を設置している事業者は集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について、毎年1回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければならない。

【問14】環境大臣の定める焼却又は熱分解の方法に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
2. 煙突の先端から火炎が排出されないように焼却すること。
3. 煙突の先端から日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
4. 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように焼却を行うこと。
5. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

【問 1 5】ダイオキシン類対策特別措置法に基づき設置する廃棄物焼却炉(特定施設)の規模に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 火床面積 2 m<sup>2</sup>以上または焼却能力 1 0 0 kg/時以上
2. 火床面積 2 m<sup>2</sup>以上または焼却能力 2 0 0 kg/時以上
3. 火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上または処理能力 5 0 0 kg/日以上
4. 火格子面積 0. 5 m<sup>2</sup>以上または焼却能力 5 0 kg/日以上
5. 火床面積 0. 5 m<sup>2</sup>以上または焼却能力 5 0 kg/時以上

【問 1 6】特別管理一般廃棄物に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
2. 特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を表示している場合には、その収集又は運搬時に当該事項を記載した文書を携帯しなくてもよい。
3. 特別管理一般廃棄物の埋立処分は、環境大臣が定める方法によって行わなければならない。
4. 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合、環境省令で定める場合を除き、積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
5. 特別管理一般廃棄物を収納する運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

【問 1 7】 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合に、その感染性を失わせる方法のうち、環境大臣の定める方法として誤っているものを選びなさい。

1. 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
2. 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法
3. 熔融設備を用いて熔融する方法
4. 熱分解設備を用いて炭化する方法
5. 焼却設備を用いて焼却する方法

【問 1 8】 感染性一般廃棄物を排出する医療関係機関等に該当するものを選びなさい。

1. 鍼灸院
2. 介護老人保健施設
3. 医薬品製造工場
4. 介護老人福祉施設
5. 生物学系大学

【問 19】 特別管理一般廃棄物に該当するものを選びなさい。

1. 廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設からの汚泥で、ダイオキシン類含有量がダイオキシン類対策特別措置法で定める基準を超えないもの
2. 廃蛍光灯から除去したポリ塩化ビフェニル使用部品
3. 保健所から発生する感染性一般廃棄物
4. 廃棄物焼却炉からの燃え殻の処理物で、ダイオキシン類含有量がダイオキシン類対策特別措置法で定める基準を超えないもの
5. ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじんの溶融処理物

【問 20】 特別区において一般廃棄物処分業を行う場合、廃掃法 第7条第15項に規定する帳簿等に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 各事業場の帳簿は、主たる事務所に一括して備えること。
2. 処分の内容を明記した処理伝票を収集運搬業者に発行すること。
3. 帳簿は、閉鎖後5年間、主たる事務所に一括して保存すること。
4. 帳簿は、毎月末締め、月計が2月以上にわたるときは累計を記入し、1年ごとに閉鎖すること。
5. 処理伝票類は、事業場ごとに3年間保存すること。

【問 2 1】特別区において一般廃棄物処分業を行う場合、作業台帳に記載すべき事項のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の持出先ごとの持出量
2. 搬入車両の自動車登録番号
3. 受け入れた場合は、受入先ごとの受入量
4. 処分料金
5. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量

【問 2 2】特別区において一般廃棄物処分業を行うにあたって、遵守しなければならない事項のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 作業台帳を備え、作業場所ごとに定められた事項を記載し保存すること。
2. 一般廃棄物の処分を他人に委託しないこと。
3. 許可証は、事務所又は事業所に備え置くこと。
4. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
5. 許可証を他人に貸与しないこと。

【問 2 3】特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 業を廃止した場合、廃止後 10 日以内に、業の廃止届が必要である。
2. いずれかの区で処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可を得ようとする場合、書類審査・立入検査は免除されない。
3. 処理施設の変更は、事前相談のうえ変更前までに、変更承認申請が必要である。
4. 取り扱う一般廃棄物の種類の増加は、事前相談のうえ変更前までに、変更許可申請が必要である。
5. 欠格要件に該当した場合は、欠格要件に該当後 10 日以内に、欠格要件に係る届出が必要である。

【問 2 4】特別区における一般廃棄物処理業の手続きに関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 処分先の変更がある場合は、事前相談のうえ変更前に変更許可申請が必要である。
2. 許可証の再交付を受けようとする場合は、再交付が必要となってから 10 日以内に再交付申請が必要である。
3. 処分方法の変更は、事前に変更承認申請が必要である。
4. 取り扱う一般廃棄物の種類の減少がある場合は、変更後 10 日以内に、変更届が必要である。
5. 法人役員及び政令で定める使用人の変更がある場合は、変更後 10 日以内に、変更承認申請が必要である。

【問 2 5】 特別区における一般廃棄物の処分業の許可、承認、届出等に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 指定処理施設を処分先とする場合は、処分先を証明できる書類は新規許可申請に添付不要である。
2. 従業員名簿は、一般廃棄物処分業の更新許可申請にあたり新規許可申請以降変更がない、又は既に届出が済んでいる場合は、同申請時の添付を省略することができる。
3. 処分業の許可申請に係る添付書類のうち、欠格条項に該当しない者である旨の誓約書には、法人の場合は役員全員（監査役を除く）を記入すること。
4. 法人名称を変更する場合、一般廃棄物処分業の変更承認申請を行い、当該区の承認を受ける必要がある。
5. 更新許可申請は、許可期間が満了する日の2ヵ月前までに行うこと。

【問 2 6】 一般廃棄物処理業者への行政処分及び罰則に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 廃棄物の処理について守るべき義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがある。
2. 法に違反する行為をし、情状が特に重いとき、又は事業の停止命令に違反したときは、区長はその許可を取消さなければならない。
3. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業の停止命令等の行政処分及び罰則が科せられることがある。
4. 法令に定められた基準に適合しない処分により、生活環境の保全上支障が生じた場合、区長は当該処分を行った者に対し、期限を定めてその支障の除去のために必要な措置を講じなければならない。
5. 法令に定められた基準に適合しない処分を行っている場合、区長は期限を定めて廃棄物の処分の方法の変更、その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【問 2 7】 廃掃法に規定されている罰則のうち、懲役の対象となる違反行為に該当するものを選びなさい。

1. 一般廃棄物を環境大臣の確認なく輸出する目的でその予備をしたとき。
2. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
3. 帳簿に虚偽の記載をしたとき。
4. 業務の廃止又は諸事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届け出をしたとき。
5. 求められた報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

【問 2 8】 一般廃棄物処理業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがある。その違反行為をしたときに3億円以下の罰金と定められているものを選びなさい。

1. 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の処分を業として行わせたとき。
2. 措置命令に違反したとき。
3. 事業停止命令等に違反したとき。
4. 改善命令に違反したとき。
5. 違法に廃棄物を焼却したとき。

【問 29】 特別区における感染性廃棄物の取扱いに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等は、感染性廃棄物と同等の取扱いをする。
2. 「特別管理産業廃棄物」(感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る)の許可を受けている業者は、感染性一般廃棄物を取り扱うことができる。
3. 滅菌処理されていない感染性一般廃棄物を処理するには、取り扱う一般廃棄物の種類において「感染性一般廃棄物」の許可が必要である。
4. 法令等で定められた方法により滅菌処理し、感染のおそれが無くなった一般廃棄物については、一定規模の医療関係機関から排出されたものに限り、指定処理施設で受け入れることができる。
5. 医療関係機関から排出される廃棄物が感染性であるかどうかは、形状、排出場所、感染症の種類の観点から判断される。

【問 30】 特別区における感染性廃棄物の取扱いに関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 指定処理施設に持ち込む非感染性一般廃棄物については、各区の医療廃棄物取扱要綱等により、当初から非感染性の一般廃棄物は「非感染性廃棄物」と記した青色のステッカーを、滅菌処理したものは「滅菌処理済」と記した緑色のステッカーを貼付する事になっている。
2. ホルマリン漬臓器等は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
3. 血漿は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
4. マラリア患者の紙おむつは、血液が付着しておらず、汚物が取り除かれていても、指定処理施設では受け入れていない。
5. 血液等が付着していない破損したアンプルは、感染性廃棄物と同等に取り扱う。

【問3 1】 廃掃法 第7条に規定されている一般廃棄物処理業に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業の許可が更新されたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算する。
2. 一般廃棄物処分業の許可の更新の申請があった場合において、許可の有効期間満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
3. 一般廃棄物処分業の許可は1年を下らない条例で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
4. 市町村長は、一般廃棄物の処分業の許可の申請内容が一般廃棄物処理計画に適合していると認められなければ、その許可をしてはならない。
5. 市町村長は同条第6項の許可の申請がなされたときは、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であると認めるときでなければ同項の許可をしてはならない。

【問3 2】 廃掃法 第7条に規定されている一般廃棄物処理業に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処分業を行おうとする者に対し、当該業を行う区域を管轄する市町村長は、業の許可に際しては生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
2. 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う事業者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受ける必要はない。
3. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は一般廃棄物の処分につき、当該業を行う区域を管轄する市町村が条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
4. 一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、一般廃棄物処理基準に従い、一般廃棄物の処分を行わなければならない。
5. 一般廃棄物処分業者は帳簿を備え、一般廃棄物の処理について市町村で定める事項を記載し、保存しなければならない。

【問33】 廃掃法 第7条の3の規定に基づき、市町村長が期間を定めて一般廃棄物処分業の事業の全部又は一部の停止を命ずることができる場合に該当しないものを選びなさい。

1. 廃掃法に基づく処分に違反する行為をしたとき。
2. 他人に対して、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを唆したとき。
3. 処分の事業の一部の廃止を市町村長の許可なく行ったとき。
4. 他人が、廃掃法に基づく処分に違反する行為をすることを助けたとき。
5. 事業の用に供する施設が、廃掃法 第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

【問34】 廃掃法 第7条の4第1項の規定に基づき、市町村長が一般廃棄物の処分業の許可を取り消さなければならないとされているものを選びなさい。

1. 不正の手段により処分の事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
2. 一般廃棄物処分業の事業の用に供する施設の能力が、廃掃法に規定する基準に適合しなくなったとき。
3. 他人に対して廃掃法に違反する行為をすることを、依頼したとき。
4. 条例で定める処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき。
5. 廃掃法第19条の3に基づく改善命令に違反したとき。

【問35】 廃掃法 第8条の2に規定される一般廃棄物処理施設の設置許可の適合要件に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める処理施設について適正な配慮がなされたものであること。
2. 申請者が、廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
3. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が政令で定める維持管理の技術上の基準に適合していること。
4. 一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び一般廃棄物の再生利用その他その適正な処理の確保に関する内容が、政令で定める基準に適合していること。
5. 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の許可に関する条件及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

【問36】 一般廃棄物の処分又は再生に当たり、政令において環境大臣の定める方法により行わなければならないとしているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集したくず鉄を適正に再生する場合
2. 一般廃棄物を保管する場合
3. 特定家庭用機器一般廃棄物を処分する場合
4. 一般廃棄物を肥料化する場合
5. し尿処理施設からの汚泥を埋立処分する場合

【問37】環境省令 第2条の4に規定される一般廃棄物処分業の許可の基準に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
2. 浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を含む。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。
3. 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
4. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
5. 申請者は、一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

【問38】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第2条に定義する再生利用に該当しないものを選びなさい。

1. 食品循環資源をメタンの原材料として利用するために、譲渡すること。
2. 他人に委託して食品循環資源を、乾燥の過程を経て製造される燃料及び還元剤の原材料として利用すること。
3. 自ら食品循環資源を油脂の原材料として利用すること。
4. 他人に委託して食品循環資源を飼料の原材料として利用すること。
5. 食品循環資源をエタノールの原材料として利用するために、譲渡すること。

【問39】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律についての記述のうち、正しいものを選びなさい。

1. 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（特定肥飼料等）の製造を業として行う者は、その事業場について、都道府県知事の登録を受けることができる。
2. 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、その事業場について受ける登録は2年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
3. 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
4. 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、都道府県知事に届け出なければならない。
5. 都道府県知事の認定を受けた認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は廃掃法第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。

【問40】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例についての記述のうち、誤っているものを選びなさい。

1. 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は臭気を発生させる作業をしてはならない。
2. 何人も、夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。
3. 事業者は、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
4. 条例施行規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。
5. 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

以降の記述式問題の解答は、マークシート解答用紙裏面の解答欄に記入すること。

【問4 1】廃掃法 第2条の3に規定されている国民の責務に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

①は、廃棄物の排出を抑制し、②等により廃棄物の③を凶り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく④すること等により、廃棄物の減量その他⑤に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

〔語群〕

【再生利用 住民 再利用の促進 リサイクル 再生品の使用 再利用 その適正な処理  
国民 分別の協力 自ら処分】

【問4 2】廃掃法 第15条の2の5に規定されている施設の設置についての特例に関する条文について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

①の②は、当該①において処理する産業廃棄物と③を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する④その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第8条第1項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する⑤として設置することができる。

〔語群〕

【一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 管理者 設置者 異なる性状 同様の性状  
産業廃棄物の性状 一般廃棄物の種類 資源化施設 最終処分場】

【問43】 廃掃法 第21条の2第1項に規定されている事故時の措置に関する記述について、  
□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

一般廃棄物の□①又は産業廃棄物の□①で政令で定めるもの（以下この項において、「□②」という。）の設置者は、当該□②において（略）処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは□③が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の□④が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその□④の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に□⑤。

〔語群〕

【気体 資源化施設 届け出なければならない 特定資源化施設 報告しなければならない 特定処理施設 悪臭 支障 障害 処理施設】

【問44】 循環型社会形成推進基本法 第2条第7項に規定されている定義に関する記述について、□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

この法律において「□①」とは、□②の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその□③のあるものを□④を得ることに利用することをいう。

〔語群〕

【熱 熱利用 おそれ 熱回収 循環資源 回収資源 可能性 高温】

【問 4 5】 特定家庭用機器再商品化法 第 2 条に規定されている定義に関する記述について、  
□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

- (1) 機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを□①又は  
原材料として利用する行為は、再商品化に該当する。
- (2) 機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以  
外のものであって、□②の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを  
□③を得ることに自ら利用する行為は、□③回収に該当する。
- (3) 特定家庭用機器を□④する行為のほか、輸入する行為及び輸入する行為を他の者に対  
し委託する行為は、□④等に該当する。

〔語群〕

【燃焼 販売 熱 焼却 製造 再使用 製品の部品 余熱】

【問 4 6】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第 4 条に規定されている事業者及び  
消費者の責務に関する条文について、□に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確  
に記入しなさい。

事業者及び消費者は、□①又は調理の方法の改善により□②等の□③に努めるとと  
もに、食品循環資源の再生利用により得られた□④により食品循環資源の再生利用を促進  
するよう努めなければならない。

〔語群〕

【食品の流通 発生の促進 食品の購入 食品資源物 発生の抑制 資源の利用 製品の利用  
食品廃棄物】

【問47】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条に規定されている定義に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

- (1) 容器包装とは、①及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に②をいう。
- (2) 特定容器とは、容器包装のうち、①であるものとして③で定めるものをいう。
- (3) ④とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

〔語群〕

【商品包装 商品の梱包材 不要になるもの 政令 特定包装 廃棄物になるもの 主務省令 商品の容器】

【問48】 廃掃法 第19条に規定されている立入検査に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

①又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の②の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物（中略）に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物処理施設の③若しくは維持管理（中略）に関し、④その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を⑤で収去させることができる。

（以下略）

〔語群〕

【環境大臣 図面 有償 帳簿書類 事業者 設備 都道府県知事 関係者 構造 無償】

【問49】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第85条に規定されている表示板の掲出に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

第81条第1項の規定による①を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、②の名称、③、公害の防止に関する④その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該②の⑤の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

〔語群〕

【公衆 認可 事業場 許可年月日 住民 認可年月日 許可 遵守事項 工場 許可事項】

【問50】東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例 第2条第2項に規定されている用語の意義に関する記述について、に入る語句を下の語群より選び、解答欄に正確に記入しなさい。

- (1) 家庭廃棄物とは、一般の①に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、②以外の廃棄物を事業系一般廃棄物という。
- (3) 組合が管理運営する③を処理施設という。
- (4) 組合が管理運営する④を公共下水道に投入するための施設を投入施設という。
- (5) 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出されたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が、当該転居者からの委任を受け、営利を目的とせず所定の場所まで運搬し、特別区の区長又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものを⑤という。

〔語群〕

【し尿 家庭生活 引越しごみ ごみ処理施設 事務所廃棄物 浄化槽汚でい 転居廃棄物 粗大ごみ施設 日常生活 産業廃棄物】